

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 1 回 障害児の相談支援部会

開催日時：令和 7 年 7 月 18 日（金）15:30～17:30

場 所：健康福祉プラザ 401 会議室

次 第

1 委員紹介

2 障害児の相談支援部会の設置について 資料 1

3 障害児の相談支援部会の議論の方向性について 資料 2

4 意見交換

資料 1 障害児の相談支援部会の設置について

資料 2 障害児の相談支援部会の議論の方向性について

参考資料 1 堺市障害者自立支援協議会 障害児の相談支援部会運営要領

参考資料 2 堺市障害者自立支援協議会 障害児相談支援ワーキングチーム 報告書

参考資料 3 令和 6 年度 障害児の相談支援部会準備会報告書

参考資料 4 第 5 次堺市障害者計画・第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画
(抜粋)

第 2 回障害児の相談支援部会開催日程 令和 7 年 月 日（ ） ： ～

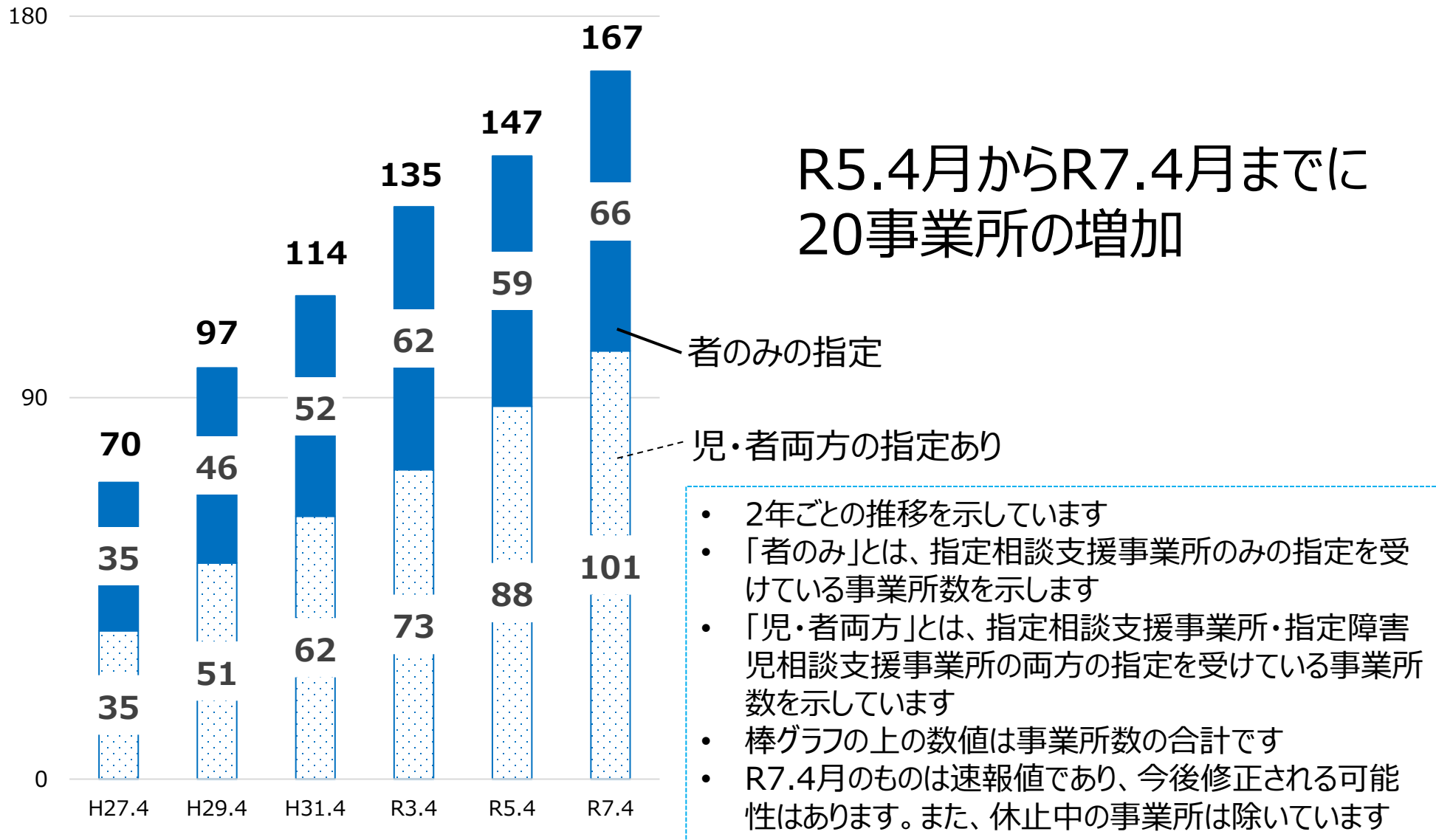
障害児の相談支援部会の 設置について

令和7年7月18日

令和7年度 第1回 障害児の相談支援部会

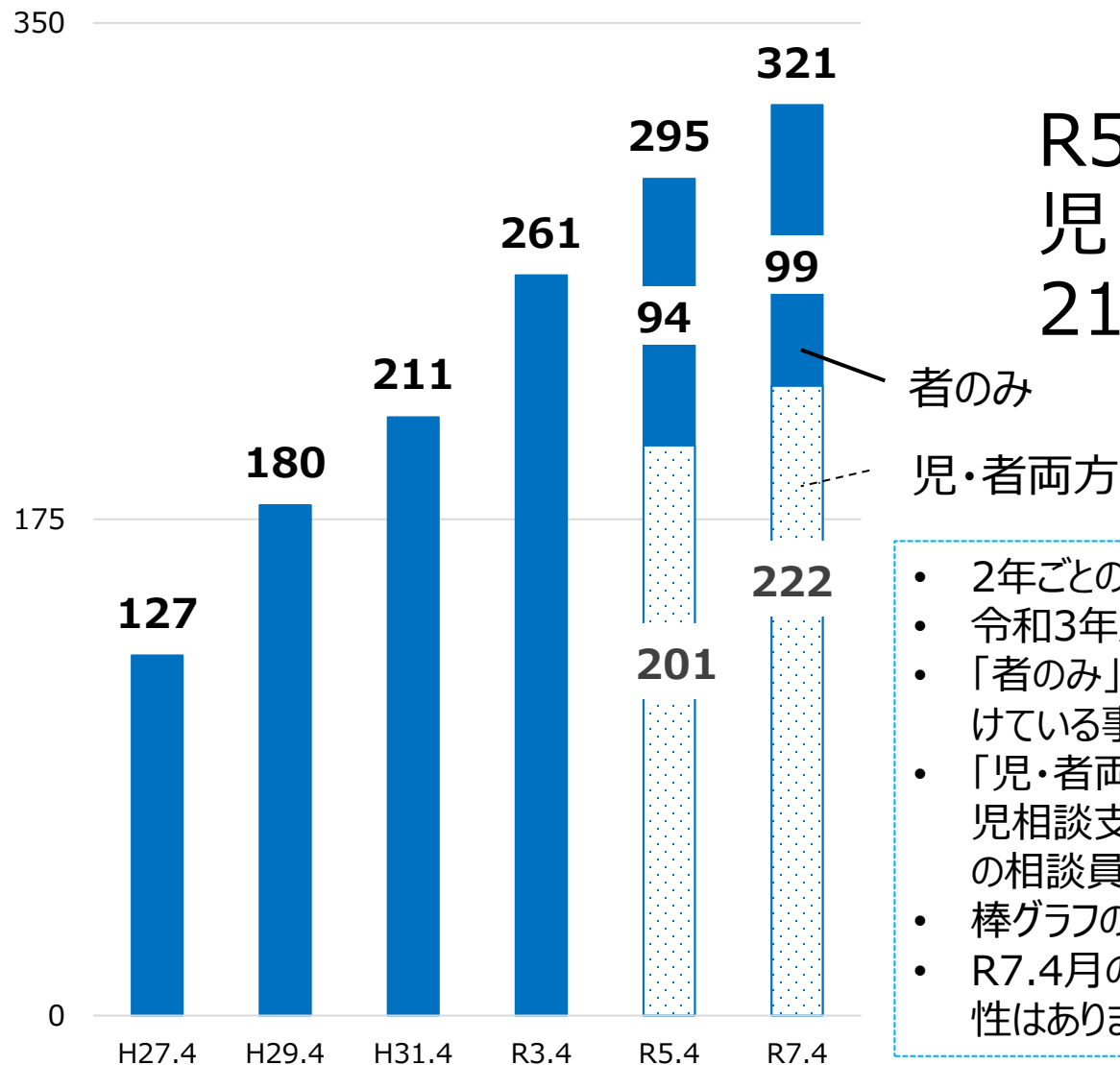
障害児相談支援の状況①

相談支援事業所数の推移



障害児相談支援の状況②

相談支援専門員数の推移

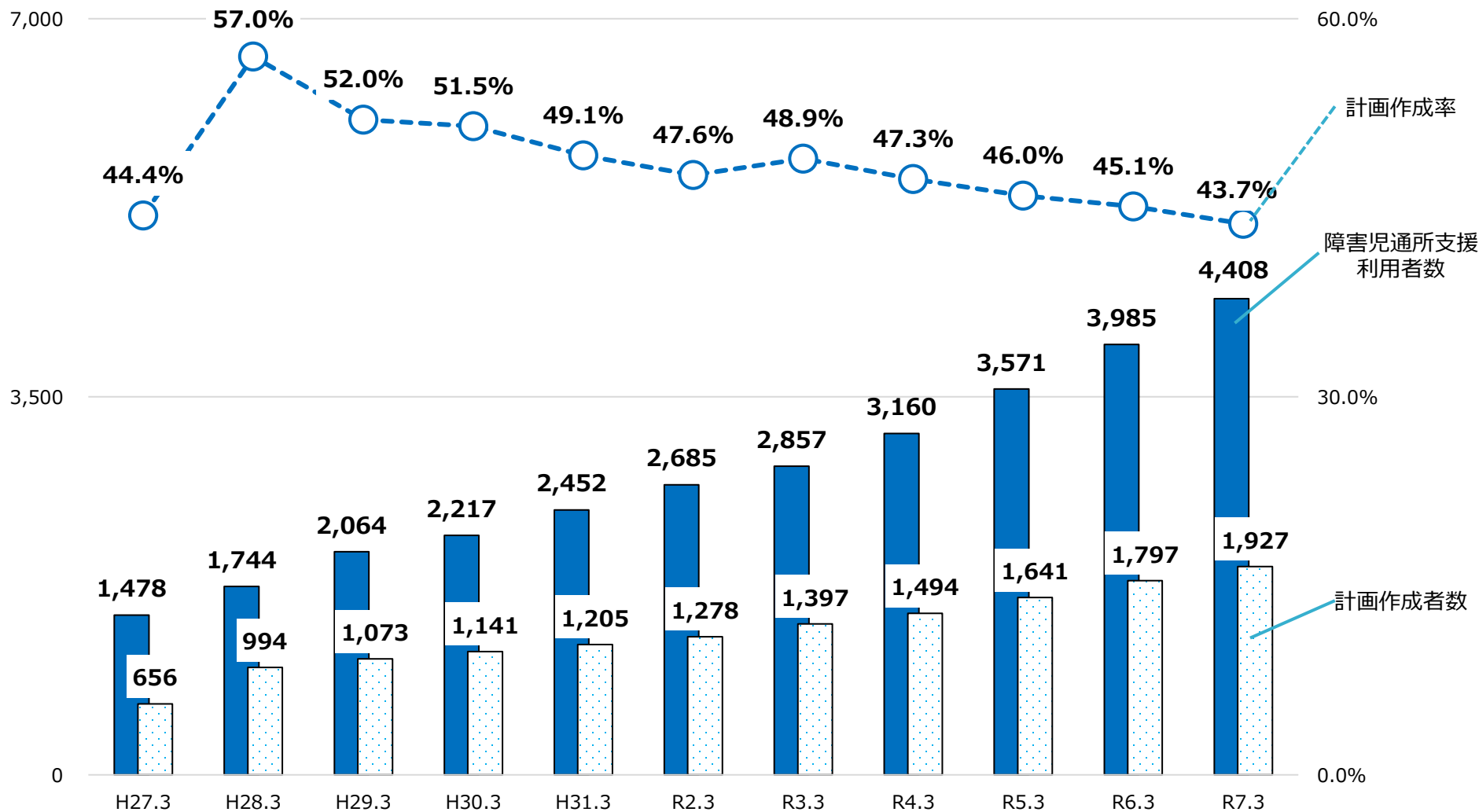


R5.4月からR7.4月までに
児・者両方の相談員は
21名の増加

- 2年ごとの推移を示しています
- 令和3年度以前は全体数のみです
- 「者のみ」とは、指定相談支援事業所のみの指定を受けている事業所の相談員数を示します
- 「児・者両方」とは、指定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けている事業所の相談員数を示しています
- 棒グラフの上の数値は相談員数の合計です
- R7.4月のものは速報値であり、今後修正される可能性があります

障害児相談支援の状況③ 計画作成率等の推移【障害児】

【令和7年3月末時点】



障害児の相談支援部会設置までの経過 ①

令和3年度

- 区自立支援協議会で、共通テーマ「**複合的な課題を抱える家族への支援 ～その中にいる児童にも焦点を当てて～**」を設定し、議論
- 多彩な切り口で協議された意見や内容について、**新たにワーキングチームを設置し、議論を深めることとした**

令和4年度・令和5年度 障害児相談支援ワーキングチーム

目的とテーマ

- 「**障害児とその家族等を支える相談や相談支援体制を豊かにしていくこと**」を大きなテーマとする
- 「**縦横連携**」と言われる、ライフステージに応じた途切れのない連携（「**縦の連携**」）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の地域の支援体制との連携（「**横の連携**」）の視点が、障害児相談においては重要
- 年齢・年代によって支援者あるいは支援機関が変化することによる「**縦の連携**」のつながりにくさを意識しつつ、「どのライフステージでキャッチし、どのネットワークに乗せていくことができるか」という視点を持ちながら、「できていないこと」に注目するのではなく、「こうなればうまくいくのでは」という前向きな協議を進める

障害児の相談支援部会設置までの経過 ②

令和4年度・令和5年度 障害児相談支援ワーキングチーム（つづき）

内容	■ 準備会を2回、ワーキングを6回開催 ■ ワーキングチームの対象年齢は、主に「学齢期」とした ■ 連携の5つの要素（対等性、共有性、協力性、信頼性、専門性）のうち、「共有性」に着目し、連携がうまくいった好事例から検討をする ■ 「あい・すてーしょん」「小学校」「家庭児童相談室」から連携の好事例を紹介してもらい、意見交換 ■ 「みのりの会」からアンケートからみえた課題を報告してもらい、意見交換
ワーキングで あげられた課題	7ページで後述 (参考資料2参照)
今後の方向性	■ これまで障害児の相談に特化して議論する場がなかった。こどもに特化した議論をする場がある ■ 部会が効果的な議論となるように、準備会に引き継いで議論する

障害児の相談支援部会設置までの経過 ③

令和6年度 障害児の相談支援部会準備会

目的	■ 障害児の相談に特化して議論する部会の準備会として設置 ■ ワーキングから引き続き「仕組み」「ネットワーク」の構築に向けて、障害児の相談支援に関する様々な課題を整理し、検討する場 ■ 部会が効果的な議論の場となるよう、構成メンバーや議論するテーマ、「障害児」の定義について準備会にて検討する
内容	■ 部会準備会を2回開催 ■ 「障害児の相談支援部会」の協議内容等について議論
準備会で あげられた課題	8ページ・9ページで後述 (参考資料3参照)
部会化に向けた ご意見	■ 障害児を「障害のあるこどもや発達に不安のあるこども」と定義 ■ 第5次堺市障害者計画で示しているインクルーシブを含めてほしい ■ ライフステージを通じたとぎれのない支援、横断的な支援を考える必要 ■ いずれはケース検討を通じて地域課題の確認をする方がよい
今後の方向性	■ 令和7年度から部会化 ■ 障害児の相談支援に関して、既存の社会資源を活用した体制整備等について年3回程度協議を予定

これまでの議論の振り返り ① 障害児相談支援ワーキング

令和4年度・令和5年度障害児相談支援ワーキングのご意見

ワーキングであげられた課題	検討事項
第2層の充実	・サービスを使わないまたは使わなくなる場合の相談先 ・セルフプランの作成援助の役割
支援の継続性	・幼児期からの相談をつなげる仕組み、役割の整理
相談支援専門員の負担軽減	・みのりの会のようなネットワーク ・第2層の充実 ・事務の簡素化・事務負担の軽減
支援力向上	・経験。児童分野以外の幅広い知識とそれを得る場 ・情報提供にとどまらないアセスメント力
障害児分野以外との連携	・教育に障害児分野を知ってもらう機会の確保 ・保育所等訪問支援の活用

児童発達支援センターの機能強化の動き

児童福祉法改正（R6.4月施行）	地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化
地域の発達支援に関する入口	18歳を迎えるまでの児童の相談窓口を担い、相談内容に応じて、特定の分野に強みを持つ機関との連携や、事業所等の社会資源の案内、関係機関との情報共有などを行い、支援につなげる相談機能を備える

これまでの議論の振り返り ② 障害児の相談支援部会準備会

令和6年度障害児の相談支援部会準備会のご意見① ※【幼】…乳幼児期、【学】…学齢期、その他は共通のご意見

準備会 あげられた課題	ご意見
支援の仕組みの構築	・サービス提供を目的とせず、困りごとにどう寄り添えるか ・概念ではなく仕組みとして機能することをめざし、新たな事業が必要であれば提言 ・ライフステージを通じて支援が途切れないよう、分野横断的な仕組みが求められる ・乳幼児期の保護者は障害という言葉避ける傾向があることを踏まえ、育ちのサポートをどうしていくか【幼】
相談の入口（一般的な相談）の必要性	・「障害」という言葉を使わなくても相談できる場所 ・遊びを通して経験できる場所【幼】 ・いつでも相談できる場所 ・家族を含めた複合的な相談に対応できる場所 ・児童発達支援センターでの相談が難しい（遠い）方の相談場所【幼】
児童発達支援センター	・中核機能である「地域の発達支援に関する入口」機能について、地域へ周知【幼】 ・地域のこども園等での生活のサポート、地域移行までの支援の必要性【幼】 ・保育所等訪問支援のモデル提示【幼】 ・障害児支援等関係機関連絡会を活用した相談の受け皿等の情報提供【幼】

これまでの議論の振り返り ② 障害児の相談支援部会準備会

令和6年度障害児の相談支援部会準備会のご意見② ※【幼】…乳幼児期、【学】…学齢期、その他は共通のご意見

準備会 あげられた課題	ご意見
面的整備	・あい・すてーしょん等、既存事業の活用促進 ・児童発達支援センターの利用が難しい（遠い）方に対する相談の場の活用 ・中核ではあるものの、児童発達支援センターと障害者基幹相談支援センターですべての相談を担うことは現実的でない ・市としてのビジョンの提示 ・中核機能強化事業所加算の活用の検討
縦横連携	・各機関の役割がすこしずつ被るような整理が必要 ・つないで終わりではなく、こどもを支えるネットワークを増やすイメージ ・各機関が上記2つの共通認識を持つこと ・サービスを利用したくない方にはインクルーシブな取り組みを活かす必要がある
第3層をどう考えるか	・障害児相談支援に対するSV機能 ・情報が集まり、情報を見にいける、データベースのような仕組み ・10年前など、小さなころの成育歴等が知れる仕組み【学】
進路・中学卒業後の 状況把握	・中学卒業後の支援が抜け落ちる、支援の把握が困難【学】 ・進路相談の情報変化がはやい【学】

障害児の相談支援部会と障害児支援専門部会のすみ分けイメージ

項目	協議内容
障害児の相談支援部会と障害児支援専門部会のすみ分け	障害児の相談支援部会では、その目的である「相談支援」にフォーカスして協議する 障害児支援推進協議会 障害児支援専門部会 障害児の相談支援部会で協議した内容を、堺市障害児自立支援協議会と共有。また、第3期堺市障害児福祉計画進捗状況として、堺市障害児支援推進協議会と共有

障害児の相談支援についてのご意見・方向性のイメージ図

※障害児相談支援ワーキング、障害児の相談支援部会準備会でのご意見・方向性のイメージ図をもとに事務局作成

「障害児相談支援」を含め、障害のあるこども（※）や発達に不安のあるこどもの相談支援の仕組みの検討

※ ここでの「障害のあるこども」とは、
障害者手帳の有無や
サービスの利用の有無を問わない

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の
整備や社会資源の開発など

総合相談情報センター
障害者基幹相談支援センター

情報が集まる
仕組み・
情報が発信さ
れる仕組み

障害児相談支援を担う
相談支援専門員を支える「仕組み」「ネットワーク」
* 報酬も含めたもの
* スーパーバイズを含む

<第2層> 面的整備

b. 一般的な相談支援

児童発達支援センター

法改正により、地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化



障害者基幹相談支援センター

区域にこだわらず、
障害児や家族を支える
「仕組み」「ネットワーク」
* 報酬も含めたもの

教育（学校）、
母子医療、保健、
就労支援等
障害児分野以外の
機関

事務の簡素化・事務負担軽減の課題
・支給決定の「カラ打ち」
・区窓口での対応の差 等

- 計画相談支援
- 障害児相談支援

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした
計画相談支援・障害児相談支援

指定特定相談支援事業所

障害児の相談支援部会の 議論の方向性について

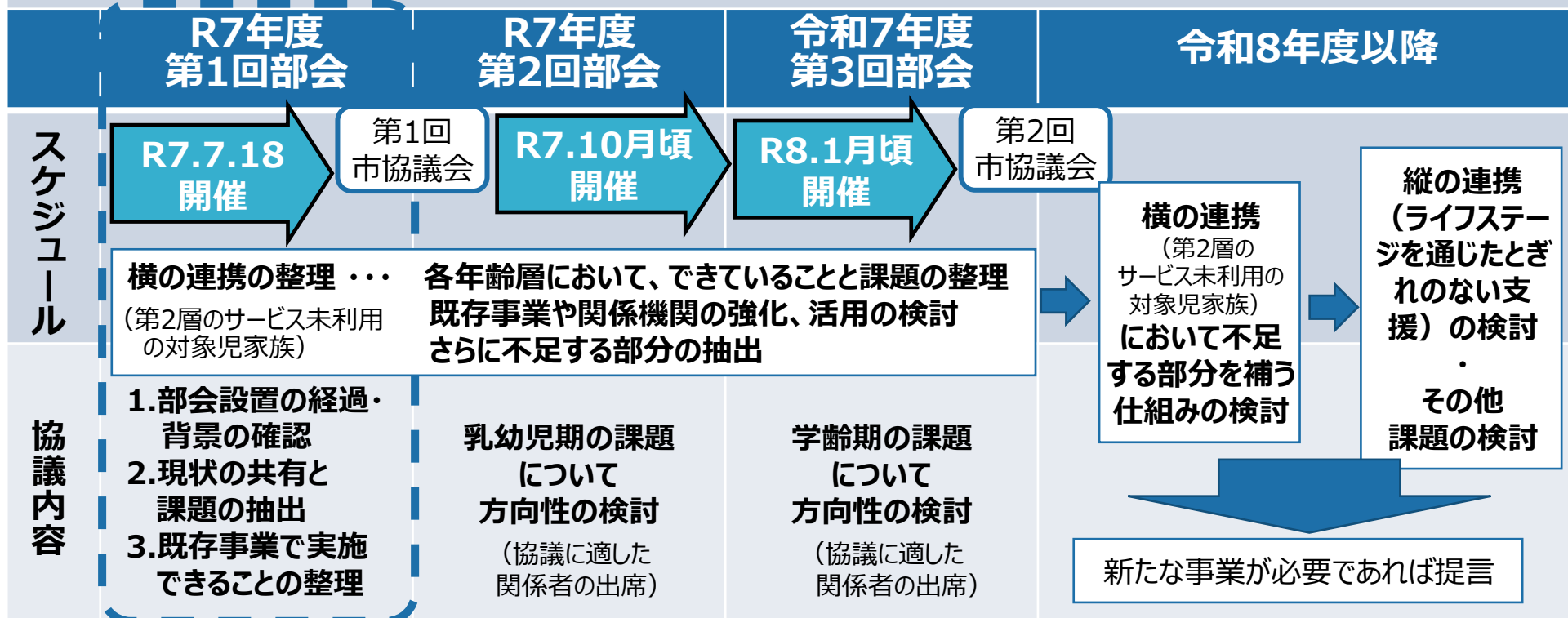
令和7年7月18日

令和7年度 第1回 障害児の相談支援部会

障害児の相談支援部会の方向性とスケジュール（案）

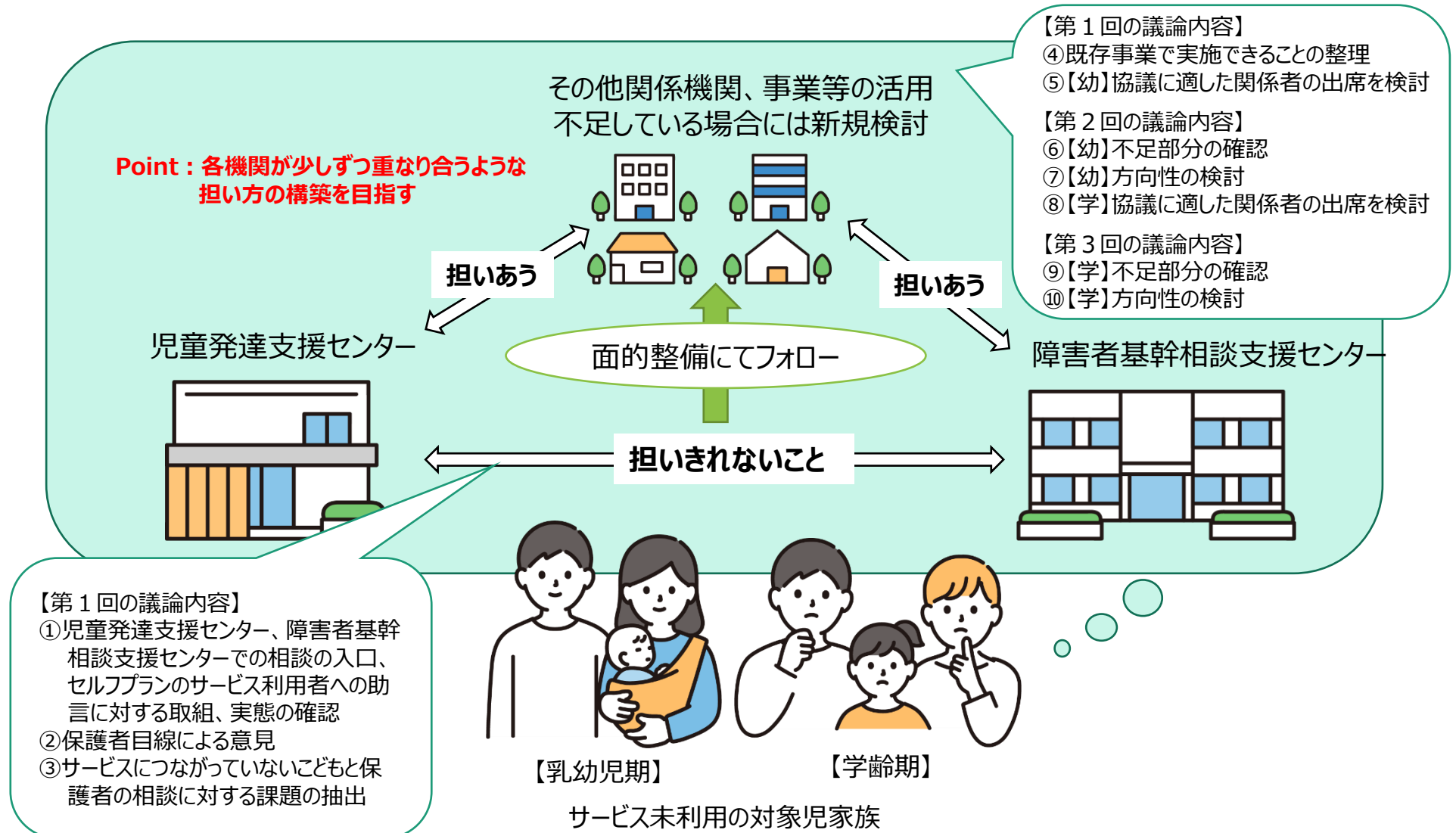
課題を踏まえた部会の方向性

- 障害児通所支援事業所と利用者の増加に伴い、相談支援の担い手の確保が追いつかず、障害児相談支援の利用率は減少傾向。サービスに繋がっていない子どもや保護者が相談できる機関、機能の活用・強化のほか、セルフプランのサービス利用者への助言や乳幼児期からの保護者支援の必要性が課題として挙げられた
- 挙げられた課題の中から、第2層として、児童発達支援センターの中核的役割と障害者基幹相談支援センターの機能を合わせた、各年齢層における現状の共有と課題整理
- 横の連携で不足する部分を補う仕組みや縦の連携について協議を進め、さらに障害児の相談支援の3層構造の強化に向けて検討する



令和7年度 障害児の相談支援部会の協議内容

第2層の検討（乳幼児期・学齢期） 児童発達支援センターと障害者基幹相談支援センターの役割の整理



堺市障害者自立支援協議会 障害児の相談支援部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定。）第3条に定める部会の運営について、障害のあるこどもや発達に不安のあるこども（以下「障害児」）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向け、ライフステージを通じたとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援などによって、障害児とその家族等が必要な情報を獲得し支援を受け、地域で安心した生活を送ることを目的に、障害児の相談支援部会（以下「部会」）の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(組織)

第2条 この部会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」）の専門部会とする。

(構成)

第3条 部会は、市協議会、区協議会により選出された委員によって構成する。必要に応じて、委員を補完する者を置くことができる。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

(役員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

(選出方法及び職務)

第5条 部会長及び副部会長は、市協議会会長の推薦により選出する。

2 部会長は、部会を代表し、市協議会へ出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員（市職員のうちから任命され、または委嘱された委員を除く。）の任期は、各年度の2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関連する会議の関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

3 会議の開催回数は、年3回程度とする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

堺市障害者自立支援協議会 障害児相談支援ワーキングチーム 報告書

参考資料 2

※令和 5 年度第 2 回
堺市障害者自立支
援協議会資料 5

1. ワーキング設置の経緯

令和 3 年度共通テーマとして設定した「複合的な課題を抱える家族への支援 ～その中にいる児童にも焦点を当てて～」に対する各区協議会での議論を受け、専門的議論を深めるために令和 4 年度新たに設置。

2. ワーキングの目的とテーマ

「障害児とその家族等を支える相談や相談支援体制を豊かにしていくこと」を大きなテーマとする。

障害児相談においては、ライフステージに応じた途切れのない連携（「縦の連携」）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の地域の支援体制との連携（「横の連携」）の視点が重要である。

「縦の連携」のつながりにくさを意識しつつ、「どのライフステージでキャッチし、どのネットワークに乗せていくことができるか」という視点を持ちながら、「できていないこと」に注目するのではなく、「こうなればうまくいくのでは」という前向きな協議を進める。

3. ワーキングメンバー

知って、拡散しながらテーマを絞り、協議の内容に沿ったメンバーやゲストスピーカーを招集しながら進める。

【座 長】 堺市自立支援協議会 増田副会長（生活リハビリテーションセンター）
障害福祉部 鳥野氏（行政機関）
堺障害者団体連合会 小田氏（あいすてーしょん受託法人 NPO 法人ぴーす）（※R4 第 1 回ワーキングより参加）
相談支援室もず 高田氏（障害児相談支援事業所）（※R4 第 2 回ワーキングより参加）
VIVO SUPPORT 〇ペ 小野寺氏（障害児相談支援事業所）（※R5 第 1 回ゲストスピーカー、第 2 回より参加）
【事務局】 障害施策推進課 齋藤・木本・佐々木（※令和 5 年度）
【事務局補助】 総合相談情報センター 萩原所長・石橋

4. ワーキングの要旨

準備会 2 回を経て、計 6 回のワーキングを開催。ワーキングチームの対象年齢は、主に「学齢期」とした。

準備会（第 1 回）	令和 4 年 6 月	ワーキング設置の目的、昨年度の各区共通テーマの内容を確認。
準備会（第 2 回）	令和 4 年 7 月	障害児支援の現状と課題について情報提供を受ける。発達障害児支援の観点から、「連携」を 5 つの要素（「対等性」「共有性」「協力性」「信頼性」「専門性」）に分け、他分野とつながる重要性とその阻害要因を分析したものを参考に議論。 ⇒連携の「共有性」に着目。連携がうまくいった好事例から手法を抽出し、他の困難事例に生かすための検討をすすめる。
令和 4 年度 第 1 回ワーキング	令和 4 年 11 月 8 日	「あいすてーしょん」を受託している「NPO 法人ぴーす」小田氏より、多機関連携事例について紹介。好事例を増やすための取組について議論。障害児支援の「連携」や「ネットワークの強化」について議論を深めていく。
令和 4 年度 第 2 回ワーキング	令和 5 年 1 月 26 日	小学校の教頭先生をゲストスピーカーに招き、好事例の共有、意見交換。「あいすてーしょん」としての「NPO 法人ぴーす」と連携した小学校の事例を共有し、連携やその「共有性」の糸口を探る。

令和５年度 第１回ワーキング	令和５年７月６日	みのりの会（VIVO SUPPORT ロベ） 小野寺氏をゲストスピーカーに招き、みのりの会が実施したアンケートからみえた課題の報告と、意見交換。 （※みのりの会・・・障害児相談支援事業所の交流会）
令和５年度 第２回ワーキング	令和５年９月４日	区役所 家庭児童相談室をゲストスピーカーとしてとして招き、家庭児童相談員の業務と好事例の共有、意見交換。
⇒ 好事例からみえた手法 ・ 社会資源を知る支援「者」ではなく、支援「機関」に相談できると地域の支援力、ネットワーク構築につながる。 ・ 小学校では１年生を見る。早めに子どものつまづきを見極め、早めに対処していくという流れを作る。 ・ 担任の先生に連絡する。連絡の目的を明確にし、保護者から学校へ一報すると、保護者同意ありと伝わる。 ・ 相手の業務をある程度知っている状況で役割分担、連携をする。 ・ 地域福祉型研修センターに児童分野の参加が広がっている。		
⇒ 事例の共有等からみえた課題 ・ 児童と大人の違い。児童ならではの特色がある。 ・ 障害児相談支援を担う相談支援専門員が相談できる場所、助言を受けられる場所が必要。 ・ 保育や教育などの障害福祉分野を超えた分野との連携の難しさ。		
令和５年度 第３回ワーキング	令和５年１１月２２日	行政報告とこれまで積み重ねてきた報告と好事例の共有を受けての議論。 （詳細下記）
令和５年度 第４回ワーキング	令和６年１月２５日	堺市自立支援協議会への報告内容について議論。

◎令和５年度第３回ワーキング：令和５年１１月２２日（水）

■行政報告

- ・ 国の障害児通所支援に関する検討会報告書（令和５年３月）で、「市町村は（自立支援）協議会子ども部会を設置し」と報告された。本市の自立支援協議会には障害児の専門部会がない。また、障害児相談支援に特化した議論の場がない。恒常的な議論も必要であり、国の流れに沿って、部会の設置を検討していきたい。
- ・ 令和６年の報酬改定では、地域体制の強化など連携や質の担保が重要視されている。新しい加算ができるのではなく評価の見直しが議論されている。連携が大きなポイントになっていると事務局としては捉えている。

■意見概要

<ワーキングについて>

- ・ ワーキングは、障害児相談支援（計画相談）、障害児の相談支援（すべての相談）のどちらをメインにしているのか。

<第２層について>

- ・ 児童の相談支援の第２層がないとの指摘がある。情報提供に追われている。
- ・ 受給者証のない児童のことを議論する場がない。受給者証のない児童のことを検討するのはいつのなるのか。
- ・ サービスは使わないが支援がいる子の受け皿は絶対に必要。受け皿があると障害児相談も非常に助かる。
- ・ セルフプランを保護者だけで作るのではなく、第２層が作成援助できるとよい。２層はいつでも受けられるから相談しやすい。
- ・ 児童のセルフプラン様式の見直し、作成サポートする人を考える必要がある。

<支援の継続について>

- ・ 幼児期からの相談を次の期間につなげる仕組みがない。
- ・ つぎにつなげるために、どこがどう担っていくのか。役割を整理する必要がある。人材不足はどこも同じだがどこかを変えないと。
- ・ 「思春期」「卒業に向けて」など年齢によってやることが違う。ワーキングで整理することがみんなのためにあると思う。

<相談支援専門員の負担軽減について>

- ・ 相談支援専門員を1人でしんどい気持ちにさせたくない。1人でしんどくならない仕組みづくりを。
- ・ 主任相談支援専門員に担ってもらうのであれば、相談業務を簡素化、効率化してほしい。物理的に時間がない。
- ・ 障害児の相談先がないため、サービス利用がなくてもサービス受給者証を更新する、虐待・不登校というだけで放デイの受給者証をとる流れにより、障害児相談支援が必須と言われ、かなりの時間と手間がかかる。この整理を次年度の議論に。
- ・ 相談員の負担軽減、例えば書類の印鑑。
- ・ 印鑑の件は障害福祉サービス課にワーキング議事録を提出することで解決につながるのでは。
- ・ 区により窓口対応や連携の仕方が異なる。
- ・ 基幹が吸い上げている各区の意見について、検討してくれるようにいうべき

<資質向上について>

- ・ 第2層の児童の相談を受けてつなぐ前にアセスメントは必要だが、教育・福祉・保育の知識がかなり必要。子どもの発達過程の知識も必要。
- ・ ケース数が増えて経験値が増えたと応用ができるようになる。研修を聞いただけではできるようにならない。基幹やいろんな所にも障害児の相談に手をだしてほしい。
- ・ 主訴から、自然な会話の流れでニーズをきいてほしい。
- ・ 保育所等訪問支援の担い手が課題。学校との関係づくりが大変。学校と家をつなぐ大切な存在。
- ・ みのりの会やあい・さかい・サポーター養成研修など情報を知ろうとする場はたくさんある。
- ・ 相談支援専門員の理解度チェックにより質の担保を図る。

<教育との連携について>

- ・ 児童を知ってもらう機会をどう増やせるか、どう教育に知ってもらうのがいいのか。
- ・ 教育と保育の連携は、あいすてーしょんと保育所等訪問支援がカギになってくる。
- ・ 保育所等訪問支援は報酬が高くなると、様々な事業所が参入し、さらに連携が難しくなると思われる。
- ・ 保育所等訪問支援は小学校低学年を専門としているところが多いが、中1の支援にかなり有効で学校側も喜ぶ。ただし能力は求められる。
- ・ 国は保育所等訪問支援にアセスメントを求めているが、アセスメントは数回で終わる。継続支援が必要なのは養護の必要がある場合。

<指定相談連絡会について>

- ・ 指定相談連絡会に参加しても協議会と繋がっている感が持てない。
- ・ 行政の情報がオープンでない。基幹が行政の情報を学び、指定相談連絡会に届けるとよい、連絡会の参加にもつながる。

<基幹・児童発達支援センターについて>

- ・ 基幹に主訴から本来のニーズを聞き取るアセスメントのうえサービス等の紹介をしてほしい。そのためには基幹の業務整理が必要。業務過多。第3層を担うためには第2層でしっかり経験を積む必要がある。

- ・国が示す基幹と児発センターのSV強化にあたり、求められていること、何ができるか。基幹側からできることの提示が必要。
- ・基幹は児童の経験が浅い。人材の問題もあるため予算がただけでは難しい。
- ・施策を受け止められる資質向上は必要。
- ・基幹は求められる専門性より幅が広いいため、様々な専門性に特化した人の力が必要。区協議会との連携もしていくべき。区でも3年間必死に取り組んできた。
- ・みのりの会の事務局は児発センターが担っているとなっている。

<ワーキング結論について>

- ・ワーキングは現実的な内容で閉める必要がある。できる所までを明示。今の基幹と児発センターだけでは限りなく難しい。
- ・基幹と児発センターが関われない部分に手が届くようにする施策提言を。基幹と児発センター頑張る結論ではなく、基幹も児発センターもあるが、第2層の立ち位置の所が増えるという。
- ・児童だけの検討は絶対に必要。議事録に残してつないでいく。相談支援の問題か、障害児の問題かを明確にする必要がある。相談支援を検討する所が機能していないから問題が重なる。
- ・マニュアル運用、SV機能について具体的に考えてほしいと、議事録に残すべき。
- ・行政とのコミュニケーションが必要。本会で煩雑な業務と対案について提言し簡略化、区の差を埋められるという。
- ・（業務簡素化は）障害福祉サービス課と話が必要。ボランティアではなく事業として仕組みがいるという結論にしたい。
- ・基幹と児発センターのSV機能について結論で触れなくていいのか？
- ・基幹と児発センターの頑張りだけでは無理だとワーキングで話が出てきた。基本相談の部分を受け止められる機関が必要だとの書きぶりがよいのでは。協議会に新しく考える場を作ることが必要。児童のことがわかる家児相、相談支援専門員が入り、話し合いの継続、堺市へ提言することが必要。
- ・みのりの会が障害児のネットワークを作り、組織のような場になっている。任意の会で終わらせるのはもったいない。

◎令和5年度第4回ワーキング：令和6年1月25日（木）

<今後の議論と部会化について> ※ここでは国案のまま「子ども部会」と表記

- ・このワーキングで2層の充実が必要とわかった。「2層の充実をどうするか」について継続して議論する場が必要。
- ・ワーキングで表出した教育との連携、支援力向上、相談窓口・伴走などの課題全部を子ども部会で検討することは不可能。効果のあるターゲット、何を議論するかを明確にして部会を始めることが必要。
- ・子ども部会は毎年ターゲットとする論点をしぼるしかないのでは。
- ・子ども部会で検討する内容を固めれば、部会メンバーが固まる。
- ・施策協障害児専門部会で児童発達支援センターの機能強化における施策目標案が示された。ワーキングチームも同様の意見。児発センターの応援となるような部会にする。
- ・子ども部会で児童発達支援センターのチェックを担う。
- ・子ども部会で議論する障害児の定義（受給者証の有無、気になる子も含むか等）をイメージしておく必要がある。

<相談支援について>

- ・第1層は無償の基本相談。基本相談で大まかな話を聞いた後、じっくり相談にのってもらえる所につなぎたい。今ある社会資源を図示すると分かりやすいと思う。
- ・みのりの会の事務局機能を事業団が担う。このワーキングにより大きな一歩となった。
- ・4月から児童発達支援センターの動きが大きく変わる。センターが難しいことは地域のベテランの支援ももらったらいい。

<事例検討について>

- ・ 子ども部会以外に、区域より広い圏域で児童の事例検討をできる機会があるとよい、子ども部会にはその検討内容を報告。スキルアップは別の場で考えてほしい。
- ・ 事例検討をする場合、その目的を明確にする必要がある。支援力の強化か、地域支援の洗い出しか。
- ・ 指定連絡会は区を超えて参加できない。
- ・ 区域は児童に限った話ではない。児童ならではの考えると教育、児童分野の参加が必要では。
- ・ 区域より、年齢、要体協、教育、困ったテーマごとなどで実践事例を聞ける場があるとよい。

5. 今後について

ワーキングでのご意見・方向性のイメージ図（※障害者相談支援体制のイメージ図をもとに事務局が作成） 資料 5 - 1

これまで障害児の相談に特化して議論する場がなかった ⇒ 本ワーキングで議論できたことを引き継ぐ



◎令和6年度以降について

- 部会で議論するテーマと障害児の定義について、もう少し検討が必要。
- 部会が効果的な議論となるように、ワーキングまたは部会準備会で準備をしたうえで部会とする。
- 「子どものための地域づくり」の部会であり、障害児の事例検討をする場合は、この部会とは別に検討必要。

**令和 6 年度 障害児の相談支援部会準備会
報告書**

参考資料 3

※令和 6 年度第 2 回
堺市障害者自立支
援協議会資料 5-1

部会準備会名	障害児の相談支援部会準備会 (事務局：障害施策推進課企画相談係、障害支援課障害児・発達障害支援係)	
部会準備会の目的	○ 障害児の相談に特化して議論する部会の準備会として設置 ○ ワーキングから引き続き、「仕組み」「ネットワーク」の構築に向けて、障害児の相談支援に関する様々な課題を整理し、検討する場 ○ 部会が効果的な議論の場となるよう、構成メンバーや議論するテーマ、「障害児」の定義について準備会にて検討する	
部会準備会の構成員 (順不同)	(敬称略、順不同)	
	委員名	所属等
	増田 基嘉	生活リハビリテーションセンター
	小田 多佳子	特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会
	山本 寿美	特定非営利活動法人 ひーす
	高田 綾	相談支援室つぼみ/みのりの会 (※)
	小野寺 美雪	VIVO SUPPORT ロペ/みのりの会 (※)
	中西 加奈子	北こどもリハビリテーションセンター (もず園)
	里村 麻由子	南こどもリハビリテーションセンター (つぼみ園)
	永吉 真由	総合相談情報センター
	佐々木 直子	中区障害者基幹相談支援センター
	鷹野 雪保	障害福祉部
	※障害児相談支援事業者交流会の通称	
開催日時及び議事概要	【第 1 回】令和 6 年 11 月 11 日 (月) (案件) 障害児の相談支援部会準備会について ○委員ご意見 (要旨) ・ 目的、方向性の共通認識を持つ必要がある ・ 障害児の表現は“あい・すてーしょん”の表現 (障害のある児童や発達に不安のある児童) がよい ・ 横断的な支援、ライフステージで途切れてしまうところの支援を考える ・ 第 2 層は既存の制度や機関が連携する仕組みである「面的整備」が望ましいと思うが、第 2 層具現化のために話し合う必要がある ・ 概念ではなく仕組みとして機能することをめざし、必要な事業を提案する	

開催 日時 及び 議事 概要	【第2回】 令和7年1月23日（木） （案件） 障害児の相談支援部会の協議内容等について ○委員ご意見（要旨） ・ 開催回数が年3回で良いのか、年度当初から部会を開始することも検討 ・ まずは具体化の話で、いずれはケース検討を通じた地域課題の確認をした方がよい ・ 第3層に障害児の情報が集まる仕組みと発信する仕組みが必要 ・ 運営要領の趣旨にインクルーシブの考え方を入れてほしい ・ 部会構成員は準備会構成員に協力依頼に加え、新たな依頼を検討
今後の 方向性 等	● 名称は「障害児の相談支援部会」とし、令和7年度より部会化 ● 部会では障害児を「障害のある子どもや発達に不安のある子ども」と定義 ● 障害児の相談支援に関して、既存の社会資源を活用した体制整備等について年3回程度協議を予定
参考 資料	資料 5-2 障害児の相談支援部会準備会でのご意見・方向性のイメージ図 資料 5-3 障害児の相談支援部会運営要領（案）

第5次堺市障害者計画 第7期堺市障害福祉計画 第3期堺市障害児福祉計画 (抜粋)

第5次堺市障害者計画
第7期堺市障害福祉計画
第3期堺市障害児福祉計画

【令和6（2024）年度～
令和11（2029）年度】

令和6（2024）年3月



計画期間・施策の展開

第5次堺市障害者計画 第7期堺市障害福祉計画 第3期堺市障害児福祉計画



基本理念

障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、
心豊かに暮らせる共生社会の実現

施策の展開と方向性

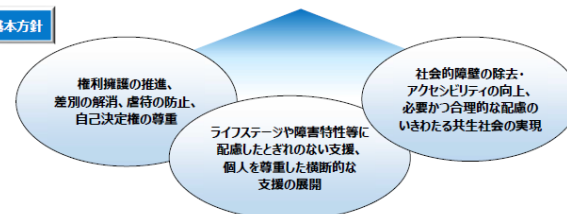
地域生活の支援及び
地域生活への移行に
向けた支援、
相談支援の充実・強化と
人材の確保・育成

就労支援の充実、
地域活動等への参加の
促進、障害の理解啓発

ライフステージを通じた
とぎれない支援、
分野を超えた横断的な
連携による支援

- 意思の形成段階を含めた意思決定支援の充実
- 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築
- 多様な暮らし方、暮らしの場の整備・確保
- 障害者やその家族等への相談支援体制・ネットワークの充実・強化
- 地域生活を支える人材の確保・育成
- 防災及び防犯対策の推進
- 総合的な就労支援、企業等への啓発・支援の充実、障害者就労施設等の優先調達の推進
- 障害者雇用の促進、職場定着支援の充実
- 障害特性に応じた、多様なニーズへの就労支援
- 障害者の地域活動等への参加の促進
- 文化芸術・スポーツ等の活動の推進、余暇支援等の充実
- 障害の理解啓発
- 障害のある子どもやその家族等への支援の充実、障害等の早期発見・早期支援
- 医療的ケアを必要とする人への支援の充実
- 強度行動障害のある人への支援体制の構築
- 発達障害のある人・高次脳機能障害のある人への支援の充実
- 難病に係る保健・医療等施策との連携による支援等
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本方針



【第5次堺市障害者計画】（計画42～43ページから抜粋）

第3章 ライフステージを通じたとぎれのない支援、

分野を超えた横断的な連携による支援

1 障害のある子どもやその家族等への支援の充実、障害等の早期発見・早期支援

取組の方向性

今後、児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核となり、既存の事業を活用した上でインクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進する体制の構築に取り組めます。

さらに、福祉分野の関係機関や学校等の教育機関など、地域における『縦横連携』の仕組みを検討し、身近な地域における障害のある子どもやその家族へのとぎれのない支援体制の構築をめざします。

第3期堺市障害児福祉計画

【第3期堺市障害児福祉計画】（計画69ページから抜粋）

5 障害児通所支援・障害児相談支援

（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児等コーディネーターの配置）

		令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度
児童発達支援	利用人数（人/月）	1,661	1,861	2,061
	利用日数（人日/月）	10,939	11,718	12,978
放課後等 デイサービス	利用人数（人/月）	3,900	4,100	4,300
	利用日数（人日/月）	30,691	32,265	33,839
保育所等 訪問支援	利用人数（人/月）	197	237	277
	利用回数（回/月）	309	371	434
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数（人/月）	1	1	1
	利用回数（回/月）	2	2	2
障害児 相談支援	利用人数（人/月）	873	984	1,094
医療的ケア児等 コーディネーター 配置人数	人数	138	163	188

第3期堺市障害児福祉計画

【第3期堺市障害児福祉計画】（計画70ページから抜粋）

＜見込量の算定の考え方＞

障害児相談支援は、大阪府の考え方にに基づき、障害児通所支援等の利用者すべてが利用するという意識しながら、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。

なお、障害児相談支援は利用ニーズが高く、利用者も増加しています。しかし、参考にもあるとおり、障害児相談支援の計画利用率は減少が続いています。利用ニーズの増加に、相談支援専門員の人数が追いついていないことが要因と考えられます。

本市では、令和 4（2022）年度から、障害者自立支援協議会に、障害児相談支援ワーキングを設置し、継続的に協議を行いました。障害児相談支援を担う相談支援専門員が相談できる仕組みの必要性、保育や教育などの障害福祉分野を超えた連携の仕組みの必要性などの意見がありました。

今後、障害児相談支援ワーキングでの協議をふまえ、障害児相談支援を担う相談支援専門員の増加や育成、地域とのネットワークの構築等に向けて取り組みます。また、障害児相談支援を担う相談支援専門員が相談できる仕組みや分野を超えた連携について、検討を進めます。